

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

| 職名 | 番号 | 氏名 | 出欠の別 | 職名 | 番号 | 氏名 | 出欠の別 |
|----|----|--------|------|---------|----|-------|------|
| 委員 | 1 | 岡村 咲津紀 | 出 | 委員 | 8 | 原田 敬造 | 出 |
| 〃 | 2 | 高田 卓司 | 〃 | 〃 | 9 | 平野 耕平 | 〃 |
| 〃 | 3 | 高田 光國 | 〃 | 会長職務代理者 | 10 | 吉田 龍平 | 〃 |
| 会長 | 5 | 田邊 忠宏 | 〃 | 推進委員 | 1 | 小野 敏輝 | 〃 |
| 委員 | 6 | 辻田 樫市 | 〃 | 〃 | 2 | 佐藤 新介 | 〃 |
| 〃 | 7 | 仁科 義弘 | 〃 | 〃 | 3 | 徳永 一憲 | 〃 |

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権賃借)
- 第4 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第5 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和3年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番原田敬造委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

整理番号は、72でございます。

里庄町長より令和3年2月10日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は田、面積は771㎡です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

●番

2人の関係は。

事務局

設定を行う者の息子さんと友人ということです。

議長

ほかに質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第1号、整理番号72について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第1号、整理番号72は承認と決定します。

続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

整理番号は、73です。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可

申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は田が2筆、面積は計330㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 譲渡人と譲受人とは親戚の関係ということで、譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議 長 ただ今の説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第2号、整理番号73は許可と決定します。

続いて、今回上程されています議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号について、ご説明いたします。

整理番号は、74でございます。

本件は、農地造成に係る農地法第4条第1項に基づく農地造成に係る一時転用の許可申請でございます。

申請人は●●●●さん、申請地は1筆、地目は田、面積は578㎡です。

土砂の搬入を伴う一定規模以上の農地改良を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、一時転用許可の対象となります。

今回、申請人である●●さんが田から畑へ盛土1mを超え、工期も3か月を超える農地造成を行うことを目的に、工事期間中における一時転用の申請が行われました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は、●●分館に位置しています。

転用目的は、法面へ擁壁等での補強と田から畑への造成となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にコンクリート擁壁・L型擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存水路へ接続します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地法第4条第6項第5号により、一時的な利用に供するため農地を農地以外のものに使用する場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないときは、許可することができないとされています。

確認したところ、令和3年6月末までに造成を完了し、その後、準備をしながら10月頃から野菜を作付する具体的な計画を立てており、工事完了後速やかに農地として利用されることが確実と認められます。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、法面へ擁壁等での補強と田から畑への造成であり、適当であると考えます。

許可要件につきましては、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第3号、整理番号74は許可と決定します。

続いて、整理番号75について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号75について、ご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は、農業振興地域内の白地域内にあり、2筆、地目は畑、面積は計46.24㎡です。

今回、●●●●さんが敷地拡張を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、敷地拡張となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枘を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、敷地拡張ですので、影響ありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、敷地の拡張ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、敷地拡張であり、適当であると考えます。

許可要件につきましては、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長
● 番

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

現地調査の図面について、赤線が敷地内に生きているのか。地積調査が済んでいれば、廃止・払下げの指導はしないのか。

事務局

地籍調査は済んでいて、現時点では赤線が残っています。地権者からの申請があり、地元の了解が得られ、議会で議決されれば払下げになります。

議 長

ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号75について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号75は許可と決定します。

以上をもちまして、令和3年第2回総会を閉会いたします。